

# 令和7年度外来機能報告における 紹介受診重点医療機関について

1

## 1 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について

### <概要>

外来機能報告とは、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの。

### <目的>

- ・ 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)の明確化
- ・ 地域の外来機能の明確化・連携の推進

- ・ 外来機能報告の報告内容をもとに地域医療構想調整会議において協議を行い、協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として公表する。

(参照) 6～7ページ 令和7年4月1日時点紹介受診重点医療機関一覧

2

## 1 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について

### <報告項目>

- ① 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況
- ② 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- ③ 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

### <医療資源を重点的に活用する外来>

- ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 例)悪性腫瘍手術の前後の外来
- ② 高額の医療機器・設備を必要とする外来 例)外来化学療法・外来放射線治療
- ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来 例)紹介患者に対する外来

### <紹介受診重点医療機関の基準>

医療資源を重点的に活用する外来」の占める割合が  
「初診の外来件数の40%以上」かつ「再診の外来件数の25%以上」

3

## 2 鹿児島県における紹介受診重点医療機関についての協議の進め方

		紹介受診重点医療機関になることの意向	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点 外来の基準	満たす	【区分1】 基準を満たす×意向あり	【区分2】 基準を満たす×意向なし
	満たさない	【区分3】 基準を満たさない×意向あり	【区分4】 基準を満たさない×意向なし

【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」

【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」

→ 地域医療構想調整会議において協議を行う

【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関

【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関

→ 地域医療構想調整会議において対象医療機関を提示し、必要があれば医療機関へ確認等を行う

4

### 3 南薩保健医療圏における状況

南薩保健医療圏における紹介受診重点医療機関に係る区分は以下のとおり。

		紹介受診重点医療機関になることの意向	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来 の基準	満たす	<b>【区分1】 小原病院</b>	<b>【区分2】 なし</b>
	満たさない	<b>【区分3】 なし</b>	<b>【区分4】 その他医療機関</b>

5

### 4 外来医療の実施状況のうち、紹介受診重点医療機関の基準

紹介受診重点医療機関の基準である、「医療資源を重点的に活用する外来」の占める割合は、以下のとおり。

医療機関名	初診に占める重点外来の割合40%以上	再診に占める重点外来の割合25%以上
小原病院	42.3%	26.9%

6

## 5 事務局案

「紹介受診重点医療機関の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の小原病院について、南薩保健医療圏の紹介受診重点医療機関として承認する。

<紹介受診重点医療機関に係る区分> R8.1.27時点

医療機関の紹介受診重点医療機関になることの意向																																																									
意向あり	意向なし																																																								
<p>&lt;区分1&gt; 20医療機関</p> <p>(200床未満) ・小原病院</p> <p>満たす</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鹿児島市</th> <th>伊集院</th> <th>指宿</th> <th>加世田</th> <th>川薩</th> <th>出水</th> <th>大口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>始良</td> <td>鹿屋</td> <td>志布志</td> <td>西之表</td> <td>屋久島</td> <td>名瀬</td> <td>徳之島</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口	11	0	0	1	2	2	0	始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島	2	2	0	0	0	0	0	<p>&lt;区分2&gt; 5医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鹿児島市</th> <th>伊集院</th> <th>指宿</th> <th>加世田</th> <th>川薩</th> <th>出水</th> <th>大口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>始良</td> <td>鹿屋</td> <td>志布志</td> <td>西之表</td> <td>屋久島</td> <td>名瀬</td> <td>徳之島</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口	3	0	0	0	0	0	0	始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島	0	2	0	0	0	0	0
鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口																																																			
11	0	0	1	2	2	0																																																			
始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島																																																			
2	2	0	0	0	0	0																																																			
鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口																																																			
3	0	0	0	0	0	0																																																			
始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島																																																			
0	2	0	0	0	0	0																																																			
<p>&lt;区分3&gt; 該当なし</p> <p>満たさない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鹿児島市</th> <th>伊集院</th> <th>指宿</th> <th>加世田</th> <th>川薩</th> <th>出水</th> <th>大口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>始良</td> <td>鹿屋</td> <td>志布志</td> <td>西之表</td> <td>屋久島</td> <td>名瀬</td> <td>徳之島</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口	0	0	0	0	0	0	0	始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島	0	0	0	0	0	0	0	<p>&lt;区分4&gt; 397医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鹿児島市</th> <th>伊集院</th> <th>指宿</th> <th>加世田</th> <th>川薩</th> <th>出水</th> <th>大口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>140</td> <td>28</td> <td>15</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>始良</td> <td>鹿屋</td> <td>志布志</td> <td>西之表</td> <td>屋久島</td> <td>名瀬</td> <td>徳之島</td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>31</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口	140	28	15	27	30	16	13	始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島	57	31	12	4	1	14	9
鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口																																																			
0	0	0	0	0	0	0																																																			
始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島																																																			
0	0	0	0	0	0	0																																																			
鹿児島市	伊集院	指宿	加世田	川薩	出水	大口																																																			
140	28	15	27	30	16	13																																																			
始良	鹿屋	志布志	西之表	屋久島	名瀬	徳之島																																																			
57	31	12	4	1	14	9																																																			
紹介受診重点医療機関の基準																																																									

紹介受診重点医療機関リスト

都道府県番号	都道府県名	医療機関名称	医療機関住所	電話番号	公表日	廃止日	保険医療機関コード	一般病床数 200床以上*	備考
46	鹿児島県	南風病院	鹿児島県鹿児島市長田町1-4番3号	099-226-9111	令和5年9月1日		4610110563	○	
46	鹿児島県	鹿児島赤十字病院	鹿児島県鹿児島市平川町2-5-45	099-261-2111	令和6年3月1日		4610112528		
46	鹿児島県	今村総合病院	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-1番2-3号	099-251-2221	令和5年9月1日		4610116230	○	
46	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7番1号	099-254-1125	令和5年11月1日		4610116305		
46	鹿児島県	米盛病院	鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目7番1号	099-230-1000	令和6年3月1日		4610126395	○	
46	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島県鹿児島市上荒田町3-7番1号	099-230-7000	令和5年11月1日		4610126635	○	
46	鹿児島県	いまいれ総合病院	鹿児島県鹿児島市高麗町4-3番2-5号	099-252-1090	令和5年9月1日		4610127898	○	
46	鹿児島県	池田病院	鹿児島県鹿児島市下祓川町1-8-30	0994-43-3434	令和5年9月1日		4610310940		
46	鹿児島県	医療法人徳洲会 大隅鹿屋病院	鹿児島県鹿児島市新川町6-0-8-1番地1	0994-40-1111	令和5年9月1日		4610311260	○	
46	鹿児島県	出水郡医師会広域医療センター	鹿児島県阿久根市赤瀬川4-5-1-3	0996-73-1333	令和5年9月1日		4610610372	○	
46	鹿児島県	出水総合医療センター	鹿児島県出水市明神町5-2-0	0996-67-1611	令和5年8月1日		4610810113	○	
46	鹿児島県	済生会川内病院	鹿児島県薩摩川内市原田町2番4-6号	0996-22-8960	令和5年8月1日		4611510084	○	
46	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	鹿児島県薩摩川内市永利町4-1-0-7番地7	0996-22-1111	令和5年8月1日		4611510415	○	
46	鹿児島県	霧島市立医師会医療センター	鹿児島県霧島市隼人町永永3-3-2-0	0995-42-1171	令和6年3月1日		4611910797	○	

46	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	鹿児島県鹿児島市城山町8番1号	099-223-1151	令和5年9月1日	4618010039	○
46	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構南九州 病院	鹿児島県始良市加治木町木田1882	0995-62-2121	令和5年8月1日	4618010120	○
46	鹿児島県	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目3番 1号	099-275-5145	令和5年9月1日	4618010211	○
46	鹿児島県	新村病院	鹿児島市西田2丁目26番20号	099-256-6200	令和7年4月1日	4610118749	
46	鹿児島県	白石病院	鹿児島市薬師1丁目12番22号	099-255-0101	令和7年4月1日	4610113591	

\*紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となる病院です。個別医療機関の「特別の料金」の状況については、個別医療機関にお問い合わせください。

<参考> 10桁の保険医療機関コード（2桁）+ 点数表番号（1桁）+ 保険医療機関コード（7桁）で構成されています。

例：北海道所在の医科の保険医療機関（保険医療機関コード：1234567）の場合、01（都道府県コード）+ 1（点数表番号）+ 1234567（医療機関ごとのコード） ※都道府県コードが1桁の場合、先頭に「0」をつけてください。

# 外来機能報告

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの。**令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

**第30条の18の2 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「**外来機能報告対象病院等**」という。)の管理者は、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。**

**第30条の18の3 患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「**無床診療所**」という。)の管理者は、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の都道府県知事に報告することができる。**

## 目的

- 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

## 報告項目

- (1) 医療資源を重点的に活用する外来の実施状況
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関	報告頻度
義務： 病院・有床診療所 任意： 無床診療所	年1回 (10～11月に報告を実施)
<b>医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)</b>	
> 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 <small>例) 悪性腫瘍手術の前後の外来</small>	
> 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 <small>例) 外来化学療法、外来放射線治療</small>	
> 特定の領域に特化した機能を有する外来 <small>例) 紹介患者に対する外来</small>	
<b>紹介受診重点医療機関の基準</b> <small>意向はあるが基準を満たさない場合</small>	<b>参考にする紹介率・逆紹介率の水準</b>
上記の外来の件数の占める割合が <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初診の外来件数の40%以上かつ</li> <li>・ 再診の外来件数の25%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紹介率50%以上かつ</li> <li>・ 逆紹介率40%以上</li> </ul>

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

# 紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

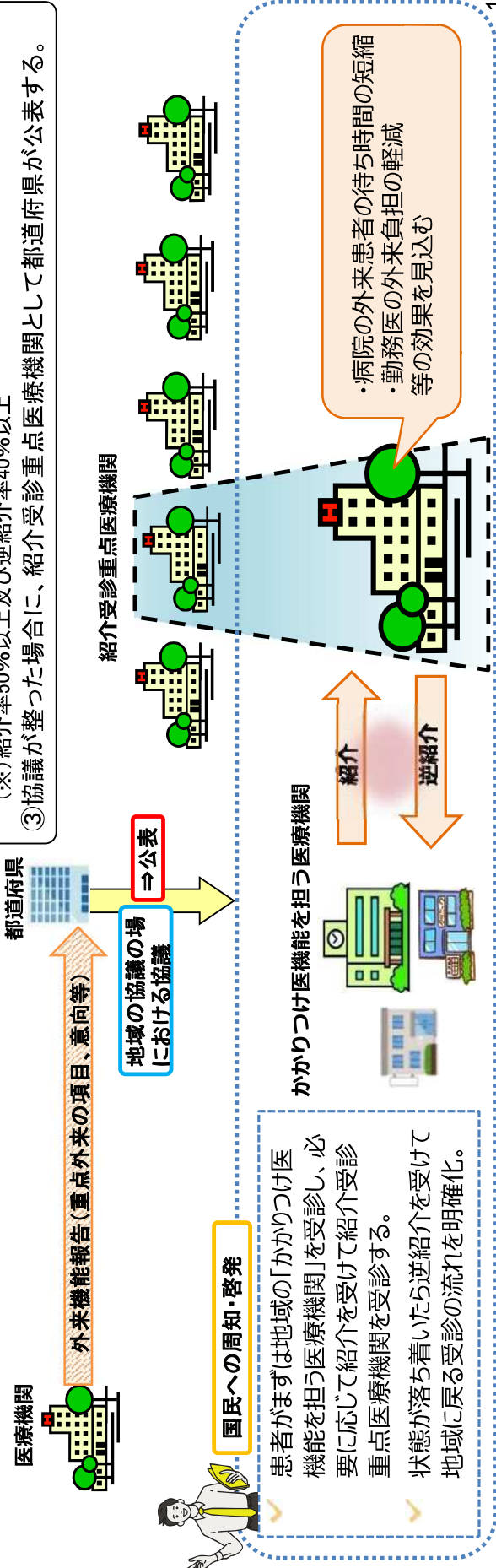
※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
  - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
  - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
  - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしたつ協議を行う。
  - (※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
  - (※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



# 紹介受診重点医療機関とかかりつけ医機能を有する医療機関の連携の推進

## 連携強化診療情報提供料の新設

- 外来医療の機能分化及び医療機関間の連携を推進する観点から、診療情報提供料（Ⅲ）について、
  - ・ 名称を「連携強化診療情報提供料」に変更し、かかりつけ医機能を有する医療機関等が、診療情報を提供した場合について、算定上限回数を変更する。
  - ・ 「紹介受診重点医療機関」において、地域の診療所等から紹介された患者について診療情報を提供した場合についても、新たに評価を行う。

### 現行

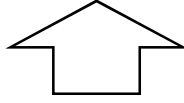
【診療情報提供料（Ⅲ）】 150点

〔算定要件〕

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

〔対象患者〕

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者



### 改定後

（改）【連携強化診療情報提供料】 150点

〔算定要件〕

他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

〔対象患者〕

- 1 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関から紹介された患者
- 2 **紹介受診重点医療機関において、200床未満の病院又は診療所から紹介された患者**
- 3 かかりつけ医機能に係る施設基準を届け出ている医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者

（新）

地域の診療所等



患者を紹介

診療状況を  
提供



連携強化診療情報  
提供料を算定

紹介受診重点医療機関

例：生活習慣病の診療を実施

例：合併症の診療を実施

特定機能病院，  
一般病床200床未満の病院，  
診療所等である  
紹介受診重点医療機関も  
算定可能